

登録から就業までの流れ

STEP-1 登録



派遣の仕組みや就業までの流れ・福利厚生などをご説明致します。
お仕事の経験やご希望の条件など面談でお伺い致します。

STEP-2 お仕事のご紹介



登録完了後、お電話などでお仕事をご案内致します。
ご案内したお仕事をご希望に合わない場合は、気兼ねなくご相談ください。

STEP-3 職場見学



ご希望される場合は、実際の現場の雰囲気を見学していただきます。見学後にお断りいただいても構いません。その際は、新たにご希望に合うお仕事がありましたらご紹介致します。

STEP-4 お仕事スタート



仕事内容・就業場所・契約期間・時給などをご確認いただき、問題がなければ雇用契約を結び正式に就業決定となります。必要書類を提出後、お仕事がスタートします。

STEP-5 アフターフォロー



弊社では、就業後も各担当者がフォロー致します。お仕事の不安やお悩みなどにも親身にサポート致しますので、お気軽にご相談ください。

ACCESS



JR小倉駅北口より門司方面へ徒歩1分



〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野1-2-39 クルーズ浅野ビル7F
TEL.093-383-8405 FAX.093-383-8406

<https://icse-top.biz/>

Company Profile 会社概要

- 社名 Icse株式会社
- 設立日 平成30年1月
- 所在地 福岡県北九州市小倉北区浅野1-2-39
クルーズ浅野ビル7F
- 資本金 2,000万円
- 事業内容 労働者派遣事業・有料職業紹介事業
業務請負業・採用代行
- 許認可番号 労働者派遣事業許可番号【派40-301158】
有料職業紹介事業許可番号【40-ユ-300877】

Greeting ごあいさつ

「付加価値を創造する」 オールインワン企業を目指して

はじめまして。弊社は、大手から中小企業までの人材サービス会社を経験したスペシャリストが集まり設立した会社です。皆様は派遣業界に関してどのようなイメージをお持ちでしょうか？

不安定な雇用体系、低水準な労働条件、責任感の欠如、都合のいい労働力、社会的地位の低迷、それが一般的な派遣業界に対するイメージだと思います。ですが、私たちはそのイメージや現状がそのままが良いとは思いませんでした。旧態依然とした派遣業界の革新の必要性、それが私たちにIcse創業へ掻き立てた思いでした。

なぜなら、人や組織や業界は何よりも「変化」を嫌うからです。既に一般化されている派遣業界の慣習を再構築し「新しい常識」を生み出すことは簡単なことではありません。

必要である筈のない古い慣習や古い体質の中で漫然とただ全てが流れていく。

そんな業界において我々は「常識を革新する」という経営理念の下、より皆様の身近な存在になるべく、働く人・関わる人の想いを忘れることなく、業務精度の向上やマーケットの開拓などに全社員の総力で取り組んでまいります。

今ではありふれた表現であるナンバーワン・オンリーワンではなく「付加価値を創造する」オールインワン企業を目指して、既存の価値観を越える営業戦略を行い、絶えず常に上を目指して全ての可能性にチャレンジすることで「新しい常識」を創造し、これから5年で九州地区ナンバー1の総合人材サービス会社を目標に「全力の挑戦」を続けて参ります。

私たちの挑戦が、皆様一人ひとりの快適な未来へつながっていく、その強い想いを持ってこれからも日々事業に邁進していく所存ですので、今後とも益々のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 石田大輔
及び社員一同



給与・貸付金制度のお支払い方法について

I. 月払い制度

月に一度、指定の口座に給与が振り込まれる月払い制度です。

給与パターン

基本的に締日の15日後に支払われます。

(例) 末日締め 翌月15日支払い

※支払日が土日祝日の際は、翌営業日のお支払いとなります。

※就業先の締日により異なります。

II. 貸付金制度 ※1

週単位(振込)

給与起算日より既稼働4日目以降から申請が可能になる、週単位の支払い方法です。

- 申請日 毎週月曜日11時まで
- 支払日 水曜日 ※2
- 上限額 5,000円/日 ※3

日単位(事務所にて手渡し) ※4

給与起算日より既稼働4日目以降から申請が可能になる、日単位の支払い方法です。

- 申請日 当日11時まで
- 支払日 当日15時～20時 ※2
- 上限額 5,000円/日 ※3

※1 貸付金制度をご利用の際は、別途手数料が発生します。

※2 支払日が土日祝日及び社員研修の際は、翌営業日のお支払いになります。

※3 1日あたり5,000円に満たない就業条件の際は、各担当者へ上限額をご確認ください。

※4 弊社規定により、遠方の方は振込対応いたします。

※ 遅刻、欠勤、早退、年次有給休暇等の日は貸付金支払い対象外となります。

※ 銀行により振込が遅れる可能性があります。

○支払方法の変更を希望される場合は、各担当者までご相談ください。

○月払い制度の方が、貸付金制度を希望される場合は、各担当者までご相談ください。

III. 給与明細

WEB給与明細となります。

勤務開始後、各担当者からご説明いたします。

各種保険制度について

条件

[雇用保険]

1週間の労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用契約がある場合。

[健康保険&厚生年金]

(1) 2ヶ月を超える雇用契約で1週間の所定労働時間が30時間以上及び1ヶ月の所定労働日数が16日以上ある場合。

(2) 上記以外の短時間勤務者の場合は以下の要件をすべて満たした場合。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8.8万円以上
- ③2ヶ月を超える雇用の見込みがある。
- ④学生ではない。

※令和4年10月1日より特定適用事業所該当

保険の種類

[健康保険]

[厚生年金保険]

[雇用保険]

[労働者災害補償保険(労災保険)]

[介護保険]

年次有給休暇について

雇い入れの日から6ヶ月経過かつその期間の所定労働日の8割以上出勤した方には、週所定労働日数に応じて、年次有給休暇を付与いたします。

弊社では、年次有給休暇を取得する際、前日までに下記手続きにて申請が必要となります。

(1) 申請用携帯(受信専用、番号 090-1084-8405)へショートメールで連絡 ※1

(2) 各担当者へショートメール等の後から確認が出来るもので連絡 ※1

※1 派遣先会社名・氏名・取得日・取得日数を漏れなく記入してください。

※ 申請期限までに申請用携帯及び各担当者の両方へ連絡をいただいていない場合は、年次有給休暇の使用はできません。

※ 2019年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。

労働者派遣とは

労働者派遣とは、一般の直接雇用される労働者の方とは大きく異なり、「派遣元」である弊社が雇用主となり、「派遣先」であるクライアント様の指揮命令により、ご依頼の業務に従事するスタイルの契約形態を指します。



(参考)厚生労働省ホームページ(派遣で働くときに知っておきたいこと)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html

待遇について

あなたを派遣労働者として雇用した場合の賃金見込額

月額75,000円～320,000円

(注) 実際の賃金額は均衡を考慮した待遇の確保を図るため、派遣先の同種労働者の賃金水準を参考にご本人の経験・職歴・保有資格等を鑑みて労働契約締結時に書面にて提示致します。

想定される就業条件等について

就業場所: 福岡県、熊本県、兵庫県及びその近県一円

就業日: 月～金曜日

就業時間: 8時～17時

教育訓練内容: eラーニング

福利厚生: 健康診断・有給休暇等

(注) 実際の就業場所、就業条件等については、労働契約締結時に書面にて提示致します。

雇用安定措置

同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある派遣労働者には、派遣終了後の雇用継続のために、派遣元事業主は以下の措置をとる義務があります。

※ 1年以上3年未満の見込みの方には、派遣元事業主に以下の措置を実施する努力義務があります。

- ① 派遣先への直接雇用の依頼
- ② 新たな派遣先の提供(合理的なものに限る)
- ③ 派遣元事業主での(派遣労働者以外としての)無期雇用
- ④ その他安定した雇用の継続を図るための措置(雇用を維持したままの教育訓練、紹介予定派遣など)

※ 雇用安定措置として①を講じた場合で、直接雇用に至らなかった場合は、別途②～④の措置をとる必要があります。

以上の取り組みに対し、弊社では雇用期間の通算が1年以上になられた方に対し、専門の相談窓口を設けております。ご希望される方は、下記窓口までご連絡ください。

また、弊社としましても最大限の努力を行う所存ではございますが、社会情勢・経営状況等々により必ずしもご本人様のご意向に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

雇用希望受付係 担当: 高橋まで TEL.093-383-8405

MEMO